

平成23（2011）年8月17日

札幌市長 上田文雄 様  
所轄：保健福祉局保健所動物管理センター

## 定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに立入調査に関する要望書

特定非営利活動法人地球生物会議

当会は、全国規模の動物保護団体として、1991年以降、世界動物保護協会（WSPA）と共に、全国のクマ牧場の実態調査を行い、劣悪なクマの飼養環境の改善などを要望してまいりました。

現在、国内には8つのクマ牧場がありますが、そのうちの半数は北海道に存在しています。中でも、定山溪クマ牧場については、クマの健康や福祉、衛生面などに大きな問題があり、施設も老朽していることから、その当時のクマ牧場の所有者側とも話し合い、2004年に展示施設として閉園することが決定しました。

その後、2011年5月、定山溪クマ牧場に関する情報提供を受け、6月に当会が行なった現地調査の結果を踏まえ、以下の点を強く要望します。

### 1. クマの飼養環境の改善についての指導

現在、2カ所のコンクリート・ピットの中に、総計13頭のクマが雌雄混在で飼養されています。ほとんどすべてのクマに常同行動が見られるほか、一部のクマには高い攻撃性がみられます。喧嘩や威嚇による外傷を負ったクマも複数頭確認されました。また、施設内の衛生状態は悪く、床にゴミの散乱がみられ、死後放置されたと思われるクマの骨がいたるところに確認されました。（少なくとも計三个体）。クマの福祉につながるような有効な環境エンリッチメント（丸太や遊具などの導入）は一切施されていません。

市より、飼養管理者に対して、現在使用していない第一牧場へクマの一部を分散・移動させて飼育密度を低下させること、意図せぬ繁殖<sup>\*</sup>を防ぐために雌雄別に飼育することを含め、クマの飼養環境・衛生状態を改善させるよう厳しく指導してください。

※該当施設で飼養されている個体は老齢で繁殖できないという施設管理者や貴センターの認識は明らかに誤りです。飼育されている個体は決して老齢というわけではなく、十分に繁殖可能な年齢です（ヒグマは4～28歳齢まで出産が可能）。個体識別を行わず雌雄混合飼育を続けてきた結果、常時生まれた子どもが食べられている可能性が否定できないと考えられます。

## 2. クマの給餌・給水についての指導

飼養管理者と直接会って話を聞くことができなかったため、質問書を送付し、回答を得ました。それによると、クマへの給餌は一日一回、パンやおカラ、コンビニ弁当の残りを投げ入れで与えていると答えています。野生のクマが食べるものからは程遠いばかりか、偏った栄養により健康を損なう可能性が極めて高いものです。栄養バランスを考え、新鮮な植物質を増やすよう指導してください。

また、給水については、飲水のための水入れの設置が見られず、一日一回、飼育管理者がホースで放水して与えていると答えています。これは水量として少なすぎるだけでなく、クマに対する給水方法としては極めて不適切です。またコンクリート・ピットの中には、糞尿の混じった不衛生な水場があり、複数のクマがこれを飲水している様子を確認しています。非常に不衛生で、クマの福祉や習性を無視したものです。感染症、寄生虫症、皮膚病、内臓疾患などにかかりやすく危険なため、このピットの水も一日一回交換し常に新しい水にするべきです。

給餌・給水の内容や方法について、クマの健康・生理に沿ったものに改善するよう、具体的な指導をしてください。

## 3. 特定動物飼養数の届出義務違反について

定山溪クマ牧場では、平成19年には26頭だった個体数が23年には13頭に減少していますが、このことについて届出を行っておらず、明らかに『動物の愛護および管理に関する法律』（以下、動愛法）第28条に違反しています。

これは、施設管理担当者が特定動物の飼養する際の義務について正確に把握していない、あるいは故意に履行していないと考えられ、処罰に値します（第45条）。

これまでの届出義務違反に厳しく対処するとともに、今後は数の増減の都度、30日以内に報告することを命じてください。

## 4. 行政による立入等、監視体制について

動物行政においては、このような飼育者に対しては厳しい指導や措置をとることが必要であるのは言うまでもありません。

動愛法施行規則第20条において「特定飼養施設の点検を定期的に行うこと」が定

められており、定山溪クマ牧場のように長年にわたって問題となってきた施設については、行政側も立入の回数を増やし、精度の高い監視を継続していくことを求めます。

さらに、立入調査をする際の確認項目（チェック項目）については、該当施設の安全性や設備状況だけではなく、該当動物が「本能・習性などに応じて適正に飼養されているか」（北海道の特定飼養施設立入調査表による）という点を設けてください。

また、行政における特定動物の担当職員が、全ての動物種について科学的・獣医学的知見を有することは明らかに困難であるため、立入調査の際には、対象となる種の専門家などに協力を要請して同伴視察が可能にできるような体制を構築してください。

## 5. クマの寿命を考慮したデータベースの保存と公開

クマの飼育個体は非常に長い寿命が報告されていることから、施設や動物個体のデータについては、より長期間保存するようにしてください。また、定山溪クマ牧場のように長年にわたって劣悪な環境を改善できずにいる施設については、苦情処理対応なども含め、できるだけ詳細なデータを公開できるようにする必要があります。専門家などの客観的で公平な判断を要請する場合にも、長期にわたるデータは非常に有効です。

## 6. クマの個体識別の実施

定山溪クマ牧場のクマには、いっさい個体識別措置がなされていません。マイクロチップについては獣医師による免除理由書があるようですが、長年、飼育管理者による目視での個体識別すら行われていない状態が放置されているのは極めて問題です。写真等、マイクロチップ以外での個体識別について対策を講じるよう、指導を行なってください。

## 7. 特定飼養施設の管理を怠っていることについての措置命令

定山溪クマ牧場の敷地内に侵入することは（複数個所から）非常に容易であるのにも関わらず、施設周辺および内部に注意を促す看板類もなく、侵入を防ぐ対策をまったくとっていないほど講じていないことが判明しています。これは、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条二項の遵守違反です。悪質な侵入者が存在することは、実際の飼育場にイスや多数のブロックなどが投げ込まれていることから明らかです。

これらは特定動物であるクマを飼養しているという施設所有者の危険認識が大

きく欠落している証拠であり、常駐の管理者がいないことにも如実にあらわれています。

クマにとっても人にとっても心身の安全が保たれるよう、施設の適切な標識設置、ならびに侵入防止について、早急に指導を行なうようにしてください。

## 8. 動物行政の怠慢

動物行政は、飼育動物の適正飼養の普及啓発を行う立場にありますが、このような劣悪な飼育状態を長年にわたって放置し続けた市にも責任があると考えます。市におけるこれまでの特定動物飼養に関する取り組みの甘さを反省し、問題ある施設所有者に対しては厳しく指導する姿勢を取っていただきたくお願いいたします。

ちなみに、動物の生理、習性、生態を全く無視したこのような飼育方法は動物虐待にも相当しますが、現行の動愛法にはこれに関しての明確な規定がなく問題です。現在、環境省において動愛法改正の検討が行われており、動物虐待の定義についても議論がなされていく予定となっています。

以上の通り、定山溪クマ牧場における飼養環境や衛生状態、管理体制等について、速やかに実効性のある改善措置に取り組まれるよう要望いたします。

なお、ご多忙中恐れ入りますが、8月末日までに、上記事項に対するご回答をいただきたく、お願い申し上げます。

特定非営利活動法人 地球生物会議 (ALIVE)  
代表 野上ふさ子  
113-0021 東京都文京区本駒込5-18-10-102  
Tel. 03-5978-6272 Fax. 03-5978-6273  
e-mail : alive-office@alive-net.net  
URL : <http://www.alive-net.net>

平成 23 (2011) 年 8 月 24 日

## 特定動物並びに展示動物の飼養・保管に関する要望書

環境省動物愛護管理室 御中

特定非営利活動法人 地球生物会議

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動愛法）の改正に伴い、施行規則並びに基準も改正されることと思います。この機会に、特定動物の飼養保管並びに展示動物の飼養保管に関する基準を、以下のように改正されるように、要望いたします。

### 1. 特定動物の健康・福祉について

特定動物の飼養又は保管については、動愛法第 26 条から第 33 条において規定されていますが、条文において該当動物の福祉や健康を配慮するといった概念が完全に欠落しています。そのため、地方行政による立入検査についても、「特定飼養施設の安全性」にのみ重きが置かれてしまい、動物虐待的な飼育状況は放置されています。また、特定動物の中には、「科学使用目的」や「愛玩目的」といった社会的に目の届かない現場で飼養されている個体も多く存在しています。

特定動物についても、該当動物の福祉を考慮し、それぞれの種本来の生理、習性、生態が発現できるような飼養方法を行うことを、動愛法のなかで明確に定める必要があります。

### 2. 特定飼養施設の行政による立入等、監視体制について

多くの特定動物が、一般の目が届かない隔離された空間で飼養されています。添付資料にある旧定山溪熊牧場（札幌市）においては、5年間でクマの数が26頭から13頭に半減していました。しかし同牧場は届出をせず、行政も5年間立ち入り検査をしなかったために、当会の調査で判明した次第です。

動愛法第 33 条において、「特定飼養施設の点検を定期的に行うこと」が定められていますが、多くの自治体は5年に1度の特定動物飼養許可申請または許可の更新時にしか立入検査を行っていないというのが現状です。最低でも1年

に1度の行政による立ち入り検査を義務づけるようにする必要があります。

また、行政における特定動物の担当職員が、全ての動物種について科学的・獣医学的知見を有することは明らかに困難であるため、立入検査の際には、対象となる種の専門家などに協力を要請して同伴視察が可能にできるような体制を構築すべきと考えます。

### 3. 特定動物の個体識別措置について

動愛法第20条において、特定動物についてはマイクロチップ等の個体識別措置を施すことが定められています。しかし、当会の調査（全国クマ牧場調査、全国のニホンザル飼養調査※など）の結果では、個体識別措置を行っていない特定飼養施設は多く存在しています。該当動物の老齢や疾病等健康上の理由でマイクロチップを埋め込むことができないケースも存在しますが、そのような場合でも、写真撮影や記録台帳管理など、最低限の個体識別措置を行うよう指導を厳しくすべきです。

※当会では、特定動物ニホンザルの全飼養データの情報開示請求を行い、詳細な調査を行っています。

### 4. 展示動物の健康・福祉について

展示動物については、動愛法「展示動物の飼養および保管に関する基準」の一般原則ならびに共通基準のなかで、生態や習性に配慮した適切な飼養方法について定められています。しかし実際には、この基準に実効性がなく、動物虐待に相当するような飼養を行ったり、公衆衛生上問題がある展示施設が多数見受けられるにもかかわらず、改善がなされることはほとんどありません。行政も、苦情の多い施設については立入調査を行って「指導」を行いますが、改善が見られることはほとんどありません。

展示業者について、動愛法の基準から明らかな逸脱が見られるような飼養方法を日常的に行っている場合、実効性に乏しい「指導」ではなく、「命令」や「登録の取り消し」「業務の停止」等がきちんと行われるように具体的な基準に改正する必要があります。

### 5. 廃業した展示施設の追跡調査ならびに把握について

前述した旧定山溪熊牧場（札幌市）は、2004年に閉園となり展示業を廃業しましたが、極めて劣悪な環境のままクマの飼養を続けています。また、2001年に廃業した行川アイランド（千葉県）という展示施設では飼養していたキョン（外来生物指定）が多数逸走して野外で繁殖し、現在も農業や生態系に大き

な被害をもたらしています。今後も、廃業する展示施設は増える傾向にあると予想されています。

展示施設が廃業を届けた際には、廃業時の動物の種類・数・年齢などのデータを提出させること、廃業に伴う動物の行き先などの把握や追跡調査を必ず行うこと、など監視体制を設けてください。また、該当動物の年齢・寿命を考慮し、生存している間は、飼育責任者と連絡をとれるような体制作りが必要です。

6年に1回の法改正の機会です。この機会を逃すことなく、動物取扱業の基準改正に加えて、特定動物及び展示動物の基準の改正も行われるよう、強く要望いたします。

特定非営利活動法人 地球生物会議 ALIVE  
代表 野上ふさ子  
113-0021 東京都文京区本駒込 5-18-10-102  
Tel. 03-5978-6272 Fax. 03-5978-6273  
e-mail : alive-office@alive-net.net  
URL: <http://www.alive-net.net>

札幌動セ第 10601 号  
平成 23（2011）年 10 月 3 日

特定非営利法人地球生物会議  
代表 野上 ふさ子 様

札幌市長 上田 文雄

### 定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに 立入調査に関する再質問書に対する回答

平成 23 年 9 月 8 日付で貴会から質問のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 クマの飼養環境の改善についての指導

「繁殖を制限するための適切な措置」に係る指導については、繁殖によって適正飼養に支障が生じる場合は、繁殖を制限するための措置を講ずるよう指導しています。

なお、改善報告書では、施設の改善が完了した段階で、相性を見つつ、基本的には雌雄別の飼養を計画いたしております、との回答を得ております。

8 月 25 日時点では、第三者が侵入しないよう出入口を補修した他、第三者の侵入を防止する標識の設置及び牧場内床の大型ゴミの一部除去を実施していました。

#### 2 給餌給水についての指導

改善報告書では、新たに給水設備を設置すると申し出ています。また、給餌は、従来の餌に加えホテル厨房で出る野菜果物等の植物質も給餌するよう指導しています。

#### 3 行政による立入等、監視体制について

少なくとも年 1 回立入検査を行う他、必要に応じて立入検査を行う予定です。

また、適正飼養に関する項目は、給餌給水、運動休息、汚物処理、悪臭発生防止措置等の適不適を盛り込みます。

#### 4 クマの個体識別の実施

マイクロチップによる個体識別措置を行っていない理由は老齢のためで、獣医師の猶予証明書により確認しています。

なお、提出された飼育動物台帳（写）には、個体 1 頭毎の写真の他、性別、年令、外観上の特徴が記載されています。



## 5 改善の確認と改善がされない場合の対処

平成 23 年 9 月 14 日を期限とし、期限内に改善できない場合は、期限を明記した改善報告書を提出するよう指導した結果、期限内に改善報告書が提出されました。

9 月 20 日に改善確認のための立入検査を実施し、その結果は、別紙のとおりです。

施設管理者は、市の指導を真摯に受け止め適切に対応していることから、今後も改善状況を確認していきます。

以上

(保健福祉局保健所動物管理センター)

(別紙) 9 月 20 日立入検査結果

改善を指示した内容	改善状況
1 現に管理する者が特定動物の飼養許可を取得すること。	現管理者(株)ハマノホテルズが許可を取得(9/13申請、9/21許可)
2 第2牧場・第3牧場内の壁面及び外構フェンスの破損箇所を補修すること。	第2～第4牧場内の壁面補修のほか施設の改修計画の提出(改善着手:平成23年10月、改善終了:平成24年8月) 外構フェンスは補修済み(9/20確認)
3 必要に応じて、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。	施設を改修後、クマの相性を見つつ雌雄別飼育等、繁殖制限措置を講じる計画(平成24年8月以降に着手)
4 動物の習性等に合わせ適切に給餌するとともに、各牧場内に新鮮な飲み水を供給できるようにすること。	給餌については、ホテルで出る野菜等の給餌開始(9/20飼育管理台帳で確認) 給水については、施設改修と併せて給水設備を設置予定(改善終了:平成24年8月)
5 施設内は定期的に清掃を行うなど、適正な飼養環境の整備に努めること。	ゴミ等の一部を除去(9/20確認)。施設改修にあわせてゴミ等を全面除去し、適正な飼養環境となるよう整備する計画(改善終了:平成24年8月)
6 個体が識別できるよう、台帳等を整備し保管すること。	写真付の動物管理台帳を整備済み(9/20確認)
7 逸走時・災害時の対応マニュアルを作成すること。	逸走時・災害時の対応マニュアルを整備済み(9/20確認)